

令和8年度（2026年度）熊本市公立保育所調理従事者等の検体回収及び
検便検査業務委託仕様書

- 1 業務名 令和8年度（2026年度）熊本市公立保育所調理従事者等の検体回収及び
検便検査業務
- 2 業務の目的 熊本市立保育園において安全・安心な給食提供を行うため、「社会福祉施設等における
衛生管理の徹底について」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省通知）
に基づき、検便検査による調理従事者等の衛生管理を行うもの。
- 3 履行場所 熊本市立本荘保育園外18園及び熊本市役所保育幼稚園課
(詳細は別紙1「令和8年度（2026年度）予定検体数等一覧」のとおり)
- 4 契約期間 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 5 契約方法 条件付き一般競争入札による単価契約
- 6 業務内容 検体回収及び検便検査業務（履行場所から検体を回収し、検査、報告する。）
- 7 予定期数 細菌検査 214件／月×12ヶ月 = 2,568件
ノロウイルス検査 214件／月× 6ヶ月 = 1,284件
(見込みであり、検体数を確約するものではない)
- 8 回収方法等
 - (1) 受託者は、一人あたり月1回検査を行うよう、毎月の検査実施日を決定する。
 - (2) 検体回収日は委託者と協議して決定する。
 - (3) 検体回収は、受託者が対象施設を訪問し行うが、やむを得ない場合は、検査対象者が受託者に
検体を郵送する。この場合における郵送料等は受託者が負担する。
 - (4) 検体は検査までの期間を十分考慮し、検査に支障をきたさないような採便管を使用すること。
- 9 検査項目及び検査方法
受託者は、検体回収後、受託者の検査場所において検査を行う。
 - (1) 赤痢菌、サルモネラ菌
直接分離培養検査、菌種同定検査（血清学的、生物学的検査）
 - (2) 腸管出血性大腸菌
 - ア 直接分離培養検査、菌種同定検査（血清学的、生物学的検査）
 - イ 直接分離培養には、O—157選択培地と大腸菌の発育を妨げない培地の2種類を使用す
ること。
 - ウ 分離培地からの釣菌は、疑わしいコロニーを1枚の分離培地につき5個以上拾うこと。
 - エ 血清確認試験は、デンカ生研混合によるスクリーニング並びに個別血清による血清型別試
験を行うこと。
 - (3) ノロウイルス
高感度検便検査（リアルタイムPCR法、RT-PCR法等）
- 10 検査結果の報告等
 - (1) 受託者は、検査方法について事前に委託者へ報告すること。

(2) 検査結果の報告は以下のとおり行うこと。

- ① 検査結果については、当該月分をまとめて、当該月業務終了後 7 日以内に、検査報告書をもって委託者へ報告すること。あわせて、委託業務完了届を提出すること。
- ② 検査の結果、陽性反応が生じた場合は、通常の検査結果報告に加え、委託者に対して電話回線等の通信手段を利用した方法により 24 時間以内に報告すること。
- ③ 検査に関する記録は 3 年間保管すること。
- ④ 検便実施者の個人情報等については、適切に取り扱うこと。

1.1 その他

- (1) 受託者は、衛生検査所の登録がある事業者であり、熊本市内に営業所があること。
- (2) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿（⑥-7 その他検査業務）に登録されている者であること。
- (3) 業務開始前に実施期間の回収計画を委託者に提出すること。
- (4) 業務の実施に必要な資材（検査依頼書、採便管、採便管を入れる個人袋等）は、受託者側において準備し、適宜対象施設へ配布すること。また、採便管等については、緊急時の場合に備え予備分も含め、不足するがないよう配布すること。
- (5) 委託者により、検体回収日の変更及び不足した資材の補充・配布等の指示があった場合には、委託者の指示に従うこと。
- (6) 委託者から精度管理等のために検査に関する記録の提出を求められた時は、速やかに応じること。